

長野県環境審議会議事録

日時 平成29年3月23日(木)

午後1時30分～3時10分

場所 長野県庁議会棟 404・405号会議室

司 会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の加藤浩でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、委員のご出席の状況でございますが、本日、都合によりまして、西澤孝枝委員、野口暢子委員、羽田健一郎委員、福江佑子委員、柳平千代一委員及び岡村次郎委員の6名の委員から、ご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

これによりまして、本日の審議会でございますが、委員数18名に対しまして、出席者12名で過半数のご出席となりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

本日の会議資料は、次第のほか、資料1から5でございます。

資料は事前にお送りしてございますが、お持ちいただいておりますでしょうか。

また、資料2-1、2-2につきましては差替えを、資料2-4につきましては一部差換えをそれぞれ配布しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから審議に移りたいと思います。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「希少野生動植物保護回復事業計画（ゴマシジミ）の策定について」「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）について」の答申が3件、報告事項といたしまして「平成28年版長野県環境白書（概要版）について」「平成29年度環境部及び林務部の当初予算の概要について」の2件でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

たします。

平林議長

みなさんこんにちは。実はこのメンバーで審議会をやるのはこれで最後ですので、活発なご議論をぜひお願いいたします。

それではこれから始めさせていただきます。

まずはじめに、審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、太田 信子委員と小川 朱実委員をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めていきたいと思えます。

まず、審議事項（ア）の「希少野生動植物保護回復事業計画（ゴマシジミ）の策定について」の答申案でございます。

本案件につきましては、長野県希少野生動植物保護条例第 31 条第 1 項の規定による保護回復事業計画を策定するにあたり、昨年 5 月 20 日の審議会で諮問をいただき、その後、専門委員会での検討を踏まえて、昨年 11 月 14 日の審議会で中間報告をいただきました。

本日は、その後更に専門委員会で検討いただいた内容についてご説明いただき、さらに審議を行いたいと思えます。

それでは幹事から説明をお願いします。

宮原自然保護課長

それでは最初に希少野生動植物保護回復事業計画の策定につきまして、自然保護課から説明いたします。

資料 1 をお願いいたします。

資料 1 の 2 番、ゴマシジミ保護回復事業計画案の検討経過でございますが、11 月に本審議会におきまして計画案の中間報告をさせていただきます。その後、一ヶ月間の県民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを実施しております。

そして、環境審議会、パブリックコメント等でいただきましたご意見等に対しまして、希少野生動植物保護対策専門委員会を開催いたしまして議論を重ねた結果、本日お示ししております最終案を作成いたしました。

計画案の内容につきましては、中間報告で概要を説明し、ご議論をいただきましたので、本日は前回いただいた意見や、パブリックコメントの結果、また、専門委員会での検討の経過等に基づきまして修正した箇所を中心に説明させていただきます。

それでは、資料の 2 ページをお願いいたします。

こちらが、第 2 回環境審議会における中間報告について、いた

だいたご意見と対応を表にまとめたものです。主なものについて説明させていただきます。

まず、一番上のご意見でございますが、中山委員から、「八方尾根・白山亜種についても、保全体制の検討を」というものでございます。これは3つ目の北村委員の意見とも関連するものでございます。

これにつきましては、現在、委員ご指摘のパトロールのほか、県でも委嘱している希少野生動植物保護監視員や自然保護レンジャーがパトロールを行っておりますが、取締り権限等は付与できない状況でございます。

現在、新たにマナーカードを作成中で、これらを用いるなどしまして、より一層、現場でのマナーの向上、啓発に努めていきたいと考えております。

何れにしましても、八方尾根・白山亜種につきましては、生息状況が不明であるため、実態調査をした上で保護対策を検討する必要があると考えますので、そのことを計画案の中に記載いたしました。

次に、下から3つ目の平林議長からのご意見でございます。ゴマシジミの幼虫は、当初、食草のワレモコウを食べて成長しますが、ある程度成長するとアリの巣の中へ運ばれ、そこでアリの卵や幼虫を食べることが知られています。この三者「ワレモコウ、アリ、ゴマシジミのバランスが重要」とのご意見でございます。

これにつきましては、専門家のご意見もお伺いしましたが、まだ三者の関係については未解明な部分が多いとのことで、さらに調査が必要であることを課題として記載しました。

次に福江委員からの「草原環境の群集構造の解明が草原管理手法につながる」とのご意見でございます。

このご意見につきましては、委員ご指摘の通り、食草のワレモコウだけでなく、草原全体を群集として捉えることが必要だと思います。しかし、今回の計画では、そこまで考慮すると非常に複雑になると考えられますので、計画案の中では群集構造までは触れず、生物多様性への配慮が必要であるとの記載とさせていただきます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

パブリックコメントには、6名の方からご意見をいただきました。

まず、上から4つ目のご意見でございますが、「生息地を維持・拡大するための具体的な対策を」とのご意見です。

これにつきましては、現在の生息地の関係者のみならず、周辺の土地所有者も含めて説明会を開催するなど働きかけを行い、協力者の拡大に努めていくということを計画案の中に記載しており

ます。

次に、一番下の意見でございますが、「地元を求める活動として、具体的でわかりやすい内容を」という意見でございます。

これにつきましては、「種の生息に適した草原の管理手法のマニュアル」を、今後、専門家等の協力を得ながら作成していきたいと考えておりますので、そのことを計画案の中に記載しております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。

先日3月9日に開催いたしました希少野生動植物保護対策専門委員会でもいただいた意見でございます。

最初に2番目のご意見でございますが、「特定の種に限らず、その種を含めた生物多様性の保全が重要」というご意見です。

これは先ほどの草原群集の話とも関係しますが、事業の目標の中に生物多様性に配慮した生息環境の確保ということに記載させていただきました。

次に、下から2番目のご意見でございますが、「生息環境の保全にもアマチュア研究者の協力が必要」という意見でございます。

これにつきましては、とくにチョウにつきましては、アマチュアの研究者の方が多くいらっしゃいます。その方々のご協力をいただきながら生息環境の保全に取り組むことを計画案の中に記載しました。

今回の計画策定に当たりまして、無脊椎動物専門小委員会に、アマチュア研究者の方に入っていていただいて協力者としてご協力をいただいたところでございます。

それでは、資料の5ページをお願いします。

計画案の本文でございます。中間報告以降に修正した箇所にアンダーラインを付しております。主な修正点につきまして説明いたします。

まず、5ページの前書きのところでございますが、下から8行目になります。「特定のアリによって巣に運ばれる」のところでございますが、中間報告では、「特定のアリの卵や幼虫を食べる」という表現になっておりましたが、特定のアリがゴマシジミの幼虫を巣に運んで行くところが3者の関係を示す上で重要という意見がございまして、これを付け加えております。

次に6ページをお願いいたします。

(5) その他でございますが、法律名と条令名を正式名称で記載しました。

次に、資料の7ページをお願いいたします。

7ページのちょうど真ん中辺りになりますが、3番の課題の上、「ウ 白馬村における生息域内保全の取組」の部分でございます。中間報告の際には「国立公園の特別地域内」という表現にしてお

りましたが、「特別保護地区や第一種特別地域内」というような具体的な名称を記載しました。

それから9ページをお願いいたします。

6番の「保護回復事業のために取り組むべき事項」の部分でございます。

この部分が計画の中心となる部分でございますが、取組事項を大きくア、イ、ウの三つの区分に分けて記載しております。中間報告では項目だけを記載したところでした。

このア、イ、ウそれぞれの区分ごとに、取組主体ですとか手法を新たに追加いたしました。

例えば、アの「保全技術の確立のための生態・生活史の解明や各種調査」の部分につきましては、「県や関係市町村は、生息地の管理者や大学等の専門家、アマチュア研究者らと協力して情報収集や調査に努め、保全技術の確立に向けて取り組むこととする」というような形で具体的に記載をしております。

最後に、10ページをお願いいたします。

一番上の「長野市におけるゴマシジミ保全の取組事例（参考）」のところでございます。

こちらにつきましてはコラム的に参考として紹介をさせていただきました。

地元の浅川地区住民自治協議会のまちづくり計画の中に、本年度ゴマシジミ保護が正式に位置づけられております。こういったことにより今後の取組が期待されるところでございます。ここでは、地元の中学校等と協力して、ゴマシジミを題材にした紙芝居の作成が進められていることを紹介させていただきました。

主な修正点につきましては以上でございます。よろしくご審議の程をお願いします。

平林議長

はい、ありがとうございました。それでは、今ご説明いただきましたので、何かご意見あるいはご質問等ございましたらご発言願います。いかがでしょうか。

小川委員

一番最初のところに生活史が書かれていますが、このところは生活史だけでなく、生態ですとか、わかっている部分は記述してはいかがでしょうか。一般の県民がゴマシジミがどんなものかわかるように。

宮原課長

一応、ゴマシジミの概要のところ、種の特徴や分布状況、それから生活史も含めて、レッドリストのカテゴリー、絶滅危惧の要因というところまで記載をさせていただいたところでございます。

小川委員　　とくにここに記述する必要がないということであれば、それで構いません。

平林議長　　生活史のところに書いてあるのは、ほとんど生態の内容ですし、2番目の種の特徴のところに書いてあるのは分布に関する内容ですので、このところを一つにまとめていただければ、今おっしゃったような形になるかと思います。

情報としては洩れている事は無いかと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

小川委員　　7ページのところに、保全技術の確立というところで、その記述で保全対策を示す必要があると思います。それから（イ）の方でも本種が保全される必要があるということで、調査の関係になるかと思いますが、こういう記述だけでは調査の進め方についてよくわからないので、もし、何年くらいでどのくらいの成果を求めるとか、そういった案がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

宮原課長　　保全対策を示す上での調査等の取組についての具体的なところということでございますが、9ページの方に、保全技術確立のための取組事項ということで、例えば一番上は保全技術確立、それから生息環境の保全、保全体制の確立ということで、短期的なスケジュール、それから中・長期的なものという形で、ゴマシジミの生態、生活史の解明から始まりまして、草原管理手法のマニュアル化までこういったものを短期的に進めていくという形で、具体的な形を示させていただいた。まあ、ここまでが我々のできる具体的なところかなというところですよ。

小川委員　　5年が短期ということですが、中期、長期は大体何年くらいでしょうか。

宮原課長　　おっしゃるように短期的なものは5年を予定しておりまして、基本的にはこういった計画を作ったあと、5年を目安に評価検証するという形にしております。計画を修正すべきかとか、内容でもっと付け加えるべきことがあるとか、そういった点を評価検証していくこととしております。それを5年という形にしております。中・長期につきましては何年という基準はございませんが、それを繰り返す中で、また新たに対応が必要になれば、対応していくという風に考えております。

林委員

パブリックコメントの中にある管理手法のマニュアル化というのは、これ、われわれ森林の関係で里山整備している中でも共通する課題になるかと思えます。そういった点において、このマニュアル化というものを是非とも早く確立させていただいて、森林整備の在り方、手法にきちっと位置づけられるように、是非ともお願いしたいと思えます。

小川委員

これは感想なんですけども、10 ページに長野市における保全の取組というのがありまして、これを読ませていただいて、進んで来ているのかなという印象を持ちました。やはり地域みんなが関心を持って地域全体で見守るとというのが第一歩かなと思えますので、まあ地域を守れるのは地域の人しかいないですから、そういった点では着実に進んでいるのかなと思えました。

平林議長

他にご発言がないようですので、この案件の取り扱いについてお諮りしたいと思います。

ただいま委員の皆さまからご意見をいただきました部分について、反映できるところは反映していただいて、答申という形にさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

平林議長

はい、ありがとうございます。

なお、字句の修正等につきましては、会長に一任という形をお願いいたします。

それでは、今委員の皆さまからご了解をいただきましたので、審議事項（ア）の希少野生動植物保護回復事業計画（ゴマシジミ）の策定については、そのように答申することといたしたいと思えます。ありがとうございました。

続いて、審議事項イの「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」の答申案でございます。

本案件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第4項の規定に基づき、長野県第12次鳥獣保護管理事業計画を策定するにあたり、5月20日の審議会で諮問をいただき、その後の専門委員会での検討を踏まえて、これは前回1月11日の審議会で中間報告をいただきました。更に専門委員会でこれまで検討をいただけてきました。

本日は、「鳥獣専門委員会」の上原貴夫委員長に御出席をいただいておりますので、まず始めに専門委員会での検討結果についてご報告をいただき、引き続き幹事からの説明を加えて審議を行い

たいと思っております。

それでは上原委員長さんお願いします。

上原委員長

はい。それではよろしくお願いいいたします。鳥獣専門委員会委員長の上原貴夫です。よろしくお願いいいたします。

当環境審議会から付託をいただきました「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」でございますが、その策定について、検討経過及び主な検討内容について、ご報告申し上げます。よろしくお願いいいたします。

資料2-1でございます。

12月21日に第1回委員会を開催しました。素案について、中間検討を行ってきたところです。

さらに、去る3月17日に第2回委員会を開催し、この間にいただきました、市町村、猟友会などからの意見を入れた最終案について、検討を行ってまいりました。

このような経過の上で、主な内容についてでございますが、鳥獣保護区につきましては、近年、拡大している野生鳥獣による被害の実態に即しまして、指定の見直しや農林業被害への対応から、狩猟鳥獣捕獲禁止区域への変更を行う内容となっております。

農林業被害の増加や鳥獣の生息状況の変化等からやむを得ない状況と考えております。

傷病鳥獣救護のあり方についてでございます。

今計画から、「野生動物の死も生態系の一要素として、原則として対応を行わない。」とする考え方でございますが、これについては、十分理解できるものではあるものの、こうした方針の変更については、県民への丁寧な説明、命などの大事なことでございますので、必要である、そういったご意見が出されました。

同時に、県の基本的な考え方として、「人と野生鳥獣との緊張感のある棲み分け」この考え方は、非常に良い考え方だという意見もいただき、人と野生鳥獣との適正なかかわり方についての普及啓発を教育機関とも連携して、県民に浸透させることの必要性、こういったことについて、意見が出されました。

これらの検討の結果を反映させた、長野県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）について、本委員会としては、妥当なものとして、本日提出されていますことを報告させていただきます。

なお計画（案）の詳細につきましては、幹事から説明させていただきます。お願いいいたします。

平林議長

はい、ありがとうございました。続いて幹事から説明をお願いします。

鳥獣対策・ジビエ振興室からご説明させていただきます。
長野県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）でございますが、委員長さんからもご説明いただきましたように、法律に基づきまして来年度からの5年間、平成29年4月から34年3月までの鳥獣関係事業の基本計画として、法律に基づき、地域の実情も勘案の上で、県が定めることとなっているものでございます。

計画策定までの経過につきましては、鳥獣専門委員長からご説明いただきましたので、私の方からは、まず、前回の中間報告以降にいただいた意見とそれに対する対応、修正箇所等の主なものを説明させていただきます。

資料2 - 1, 2ページをご覧ください。

まず「傷病鳥獣救護」に関してでございますが、「『希少種以外は対応しない。』という方針の『希少種』を明確にすべき。」という意見につきましては、「特に人の関与により保護繁殖を図ることが必要な種であって」との記載を加えるとともに、県の要領にさらに詳細を定めることとしました。

「わな等の購入」に関しまして、「一般の方が購入可能なホームセンター等で扱うケースがございますが、使用の際に捕獲許可が必要な旨を周知すべき。」との意見については「法令の普及徹底の方針」におきまして、「周知徹底を図る。」旨明記することといたしました。

次に、「捕獲個体の殺処分」に関して「殺処分について、誰がやるのか明記しないと、『捕ったから取りに来て。』というようなケースが増えていくのではないか。」との御懸念をいただきましたので、許可対象者の基準という欄がございまして、そちらに「捕獲個体を適正に殺処分できると認められる場合」を明記することとしました。

次に、「教育機関と連携しての普及啓発」でございます。

これにつきましては、「緊張感ある棲み分け」という考え方を私どもお示しさせていただいたのですが、「それもひとつの共存の在り方だと思うが、教育機関と連携しての普及啓発の段階でいきなり『緊張感のある棲み分け』とするよりは、そのさらにベースである『野生鳥獣と人との共存』のほうがいいのではないか。」との意見をいただきましたので、「人と野生鳥獣との緊張感のある棲み分け」の表現を「人と野生鳥獣との共存」に修正することとしました。

3ページをご覧ください。関係機関、市町村への意見照会の中で出てきた意見でございます。

長野県猟友会から、「新たな技術の研究開発」に関して、「わな等の改良の情報収集について具体的な内容を明記してはどうか。」

との意見をいただきました。これについては、「国及び他県の研究機関等とも連携し、情報収集を行うとともに、必要に応じて現地での実証等を行う。」ことを記載することとしました。

同じく猟友会から「地域振興局ごとに関係者が協議する場を設け、地域が一体となった取組を推進すべきである。」との意見をいただきました。現状でも地方事務所ごとに協議会を作りまして、連携等進めております。そういう状況ではございますが、地域振興局に変わることもありますので、「鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、県、市町村、被害者団体、捕獲者、関係機関など関係者が連携し、地域が一体となった取組を推進するものとする。」ことをさらに明記し、一層の推進を図ることとしました。

次に資料２－２をご覧ください。

鳥獣専門委員会で議論いただきました主な内容でございます。

12月21日の第1回目内容につきましては、前回ご説明させていただきましたので、最後の4ページをご覧ください。

3月17日の第2回につきましては、先程、上原委員長さんからもお話しいただきましたけれども、このような議論がございました。この第2回目では、それまでにいただいたいろいろな方たちからのご意見を反映した修正案として検討いただいております。

「鳥獣保護区の指定方針」に関しましては、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域について、何らかの説明が必要ではないか。」と、突然文章内に出てきますので、それではわかりにくいのではないかと御指摘をいただきまして、それに対しましては、該当部分に続きまして、「注」として「特に保護を図る必要がある狩猟鳥獣の捕獲を禁止することができる狩猟鳥獣捕獲禁止区域を『ニホンジカ及びイノシシを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域』に変更することにより、狩猟期間中のニホンジカ、イノシシの捕獲を進めることができるようにするものである。」という主旨を追記することといたしました。

次に「鳥獣の人工増殖」に関して「キジの人工増殖について、近親交配による遺伝子劣化に加え、遺伝的な多様性の維持についても重要な観点ではないか。」との指摘があり、それについては、遺伝子劣化に加えまして「遺伝的多様性の低下を防ぐため。」という主旨も追記することとしました。

以上、主な修正の内容等について説明いたしましたが、これらの内容を反映して作成したものが資料２－４の「第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」となります。

本体は大部となりますので、説明は割愛させていただきたいと思いますが、概要については、資料２－３の方に概要版をご用意

しました。

大筋は、前回中間報告の際にご説明させていただいた内容と変わっていませんが、1箇所、地域からの要望によりまして、資料2-3の中段、1の2) 鳥獣保護区に関する事項の内、指定等計画について、12次計画終了時に125箇所ということで、前回に比べ、さらに1箇所減となります。それに応じて3)の狩猟鳥獣捕獲禁止区域が9箇所となりまして、前回に比べ1箇所増となります。説明は以上でございます。

平林議長

ありがとうございました。資料2-1、資料2-2、資料2-3、それから最終的には資料2-4が本体ということになりますけれども、鳥獣保護管理事業計画について、ご説明いただきました。何かご意見とかご質問等がございましたら、ご発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

今回、パブリックコメントも1月16日から2月15日まで取っていただいたのですが、残念ながらご意見は寄せられませんでした。

その後、計画案の検討ということで、鳥獣専門委員会について委員長さんからご説明いただきましたけれども、ご検討いただいた内容ということになっております。

いかがでしょうか。はい、小川委員さん

小川委員

資料2-4の55ページの安易な餌付けの防止の年間計画がありますが、これによりますと計画の実施の対象者には、一般県民が載っている。一方56ページの法令の普及徹底のところでは、各対象者として、関係者がほとんどです。法令の普及徹底の中には、若齢鳥獣の取得防止「ヒナを拾わないで」の推進なども入っていますので、これは一般県民向けも必要な内容ではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

平林議長

では、説明をお願いします。

佐藤室長

こちらの法令の徹底の普及につきましては、わたくし共で想定しておりますのは、地域で保護管理を進めていただきながら普及啓発を図っていただく方でありまして、鳥獣保護管理員さんに法令をきちんと理解していただいて、それを持って帰って、地域できちんと普及を図ってください。という、どちらかというと指導者研修の意味合いが強い形で考えております。

小川委員

わかりました。

平林議長

はい。他いかがでしょうか。
はい、小川委員さんどうぞ。

小川委員

47 ページの第八、鳥獣行政担当職員のところですが、その中の「うち専門的知見を有する職員」が空欄になっているということで、前回は申し上げたんですが、人事のことなので、難しいという御説明でしたが、このへんは大事なことだと思いますので、今後ぜひ、育てて、定着させていっていただきたいと思います。

平林議長

というご意見です。他いかがですか。よろしいですか。この計画はかなり上位の計画なので、なかなか意見を出しづらいかもしれませんが、よろしいでしょうか。

それでは、他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りしたいと思います。

ただ今、委員の皆さまからご意見をいただきました部分については、反映できるところは反映していただいて、答申という形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

平林議長

はい。ありがとうございます。

なお、先程も申し上げたとおり、字句等の修正につきましては、会長に一任ということをお願いしたいと思います。

それでは、今、委員の皆さまから了解いただきましたので、審議事項イの長野県第 12 次鳥獣保護管理事業計画の策定については、そのように答申することといたしたいと思います。

ありがとうございました。

続いて、審議事項 ウの「第二種特定鳥獣管理計画（第 4 期ツキノワグマ保護管理）について」の答申案でございます。

本案件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第 7 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するにあたり、5 月 20 日の審議会で諮問をいただき、その後の「特定鳥獣保護管理計画等検討委員会」での検討を踏まえ、11 月 14 日の審議会で中間報告をいただきました。

本日は、その後さらに検討委員会で検討いただいた内容についてご説明いただき、審議を行いたいと思います。

それでは幹事から説明をお願いします。

佐藤室長

それでは引き続き私の方からご説明させていただきます。

ただ今、委員長さんからご説明がございましたように第二種特定鳥獣管理計画ツキノワグマ保護管理につきましては、法律に基づき対象鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案し、管理が必要と認めるときに知事が定めることができることとされているものでございます。

説明の前に1つ訂正をお願いいたします。

資料3-4の31ページですけれども、中段に8番、モニタリングと書いてあるところの5行目、短期モニタリング(表13)となつてございますものを(表12)に、その後の長期モニタリング(表14)となつておりますものを(表13)に訂正をお願いできればと思います。

私どものチェックが完璧でなかったもので、大変申し訳ありません。最終的にしっかり内容を精査させていただきまして、誤字・脱字等無いように努めたいと思っております。

それでは引き続き説明をさせていただきます。

資料3-1をお願いいたします。

計画策定までの経過でございますが、詳細は表面をご覧くださいといたしまして、2ページをご覧ください。

5月20日にこちらの審議会に諮問させていただいた以降、特定鳥獣保護管理検討委員会及び同ツキノワグマ専門部会で検討いただき、11月14日にはこちらの審議会に中間報告をさせていただいております。

それ以降、12月から翌1月にかけてパブリックコメントを実施し、あわせて関係機関等への協議を行っております。

それらの意見を踏まえたうえで、1月26日にツキノワグマ専門部会、2月14日に特定鳥獣保護管理検討委員会を再度開催いたしまして検討いただいたうえで、今回お示しする計画書(案)を作成いたしました。今回お示しをいただければ、正式な計画として策定いたしまして、来年度当初からこれに拠った形でツキノワグマの保護管理対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3ページをお願いいたします。

中間報告の際にいただいたご意見と、それに対する対応状況でございます。

基本的にはご覧いただければと思いますが、主な部分、修正部分を説明させていただきます。お手数でも併せて資料3-4、資料3-5の計画書の方もご覧いただければありがたいと思います。

表の下から2つ目の欄につきましては、来季の計画から生息数のモニタリングに活用したいと考えておりますベイズ法による生息数推定についてでございます。計画書(案)7ページの方にコ

ラムを入れまして、概略を示させていただきました。また、資料編の6ページにはさらに詳細ということで説明をつけても解りづらい部分ではございますが、とりあえずとっかかりとしてこういう形で付けさせていただきますいております。

ちなみにベイズ法につきましてはパブリックコメントにおきまして、生息数推定には使うべきではない等のご意見がありましたので、あくまでも生息数のトレンドをモニタリングするものである旨を解り易いように修正することとしております。

次に資料3-1の4ページの1番下の欄になります。計画書(案)では5ページの表2になりますけれども、当初標高ごとに生息メッシュを記載しておりました。ただし、実際には特段の意味があったものではございませんでしたので、管理ユニットごとの計画メッシュ数のみとして修正させていただきます。

続きまして資料3-2をご覧くださいければと思います。

パブリックコメント及び利害関係者、それに合わせていただきました特定鳥獣保護管理検討委員会等の専門家からの意見とそれに対する県の考え方でございます。なお、大変申し訳ありませんが、5. パブリックコメント及び意見等に対する県の考え方の表ですけれども、記載事項欄に記載してございますページ数につきましては、意見募集をかけた際のページ番号となっておりますので、必要な修正を行いました今回の計画(案)とはズレが生じておりますが、ご容赦いただければと思います。

1ページ目の4番に記載のとおり、パブリックコメントが3者から37件、市町村、関係者等の利害関係者からの意見が13者から52件、その他6者から53件のご意見をいただいたところでございます。詳細はペーパーとしてつけてございますので、またご覧くださいいただければと思います。

それらを踏まえまして特定鳥獣保護管理検討委員会、ツキノワグマ専門部会で検討いただきまして資料3-4の計画書(案)を作成したところでございます。

資料3-4をお願いいたします。

中間報告からの主な変更箇所を説明させていただきたいと思っております。

7ページ(3)ツキノワグマの出没状況でございますが、次のページを開いていただきます。図3、4、6、8を専門部会等の議論を踏まえ追加させていただきまして、図のコメントとして9ページのアンダーライン部分を追加いたしました。これに拠りまして平常年と近年、数年おきに繰り返されるようになった大量出没年の特徴を明確にいたしました。

ちなみに図3では、1点破線が平成18、22、26のいわゆる大量出没年になりまして、破線で示しております平年と比べますと、

初夏から目撃が増え始めて、9月にピークとなり初冬まで目撃が続くという特徴的な形が見て取れる状況になっております。

また、図5では大量出没年に里地での目撃が増加し、それにあわせて図6に示します里地における人身被害が増加するという状況が見て取れます。

同様に9ページをお願いします。

9ページの(4)ツキノワグマの捕獲状況でございますが、次の次のページに図10といたしまして月別の人身被害発生件数を追加させていただいております。こちらでも、目撃の増加と同調いたしまして、大量出没年に人身被害が増える状況が見て取れるようになっております。

16ページをお願いします。

③個体数管理でございます。中間報告以降に協議のありました群馬県でも同様の計画を立てておりますが、群馬県の管理計画(案)におきまして、関東山地においてツキノワグマの目撃が非常に少ないという思わしくない情報が伝わってきたことから、次のページの表9の関東山地の出没年の捕獲上限、前回6%だったものを3%に引き下げております。

次に21ページをお願いします。

21ページの一番下、(エ)でございます。ツキノワグマの捕獲に当たって、原則としてクマを傷つけることのないドラム缶檻などを許可対象とすることとして、それに向けて移行を進める旨を明記させていただいております。

続きまして資料3-5をお願いします。

計画の資料編になりますが、そちらの1ページをお願いします。

検討委員会で話題になりまして、次の大量出没、発生しないにこしたことはないわけですけれども、それに備えて普段からの出没抑制対策をまとめることとしております。

次に12ページでございます。

ツキノワグマの捕獲報告書でございます。これにつきましては、放獣したツキノワグマの個体の情報を的確に管理していくため、下から4つ目の欄に「7耳標情報」の欄を新たに付け加えることとしました。ツキノワグマを放獣する場合、「イヤータグ」というものを付けて放獣するケースが多い訳ですけれども、それについて地域ごとにバラバラだったものを、何とか県一括で取りまとめて管理していく方向にもっていくために、この欄を付け加えさせていただきます。

それ以外にもこまごまとした文言の修正等も行っております。なお、出た意見のなかでも、今後の検討課題として計画案に反映しなかった意見につきましても、毎年開催いたしますツキノワグマ専門部会等の専門家に相談しながら、実際の運用に合わせてで

きるものは検討を進めていくということで考えておるところでございます。

なお、先ほど誤字の修正をさせていただきましたが、今後更に詳細にチェックさせていただきますして、誤字等なくすような形にさせていただきます上で、公表させていただきますだけあればありがたいと思っております。

説明は以上でございます。

平林議長

はい、ありがとうございました。

前回、中間報告をいただいてから、パブリックコメント、それから専門部会での計画の検討、特定鳥獣保護管理等検討委員会でも検討をいただいて、今日の答申ということになっております。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言願います。

小川委員

先ほど見せていただいた資料3-4の17ページ、表10捕獲上限数ですが、これで見ますと推定生息数八ヶ岳150頭で0%ですが、関東山地が120頭で3%になっていて、これがちょっと理解できないのですが。

平林議長

説明をお願いします。

佐藤室長

八ヶ岳管理ユニットにつきましては、基本的に県内で完結しているユニットですので、150頭という推定生息数の中央値で確定値ではありませんが、これが生息数のすべての数になります。

関東山地管理ユニットにつきましては隣接の群馬県、埼玉県、東京都、山梨県にまたがっておりますので、長野県分としては現在120頭と想定しておりますが、それを大きく超える数字を全体としては持っている可能性が高いと、それぞれの計画を見た中で判断しております。

ただし、先ほどもご説明させていただいたのですが、群馬県の最新の数字が思わしくないもので、少し厳しめに設定させていただいたという考え方でやらせていただいております。

平林議長

よろしいですか。

小川委員

150に対して0で、120で3%というのがどういうことかということで質問させていただきました。他のところの状況もよく見ていただいて決めているということで理解できました。

平林議長

はい、ありがとうございました。他、いかがでしょうか。

才川委員

細かいことになるのですが、資料3-4の34ページの上段の方になりますが、②のところ「現地機関においては」という文章というか文字が書かれていて、他のところでは地域振興局と下線を引いて直してあると思うのですが、この場合だけ現地機関というのが残っているのは違うのかなというのが、文章としてあります。

同じく資料3-4の37ページに(4)普及啓発と(5)の人材育成に関わってくるかと思うのですが、人材育成の中の2行目のところで、「関係各機関が連携し、関係職員の専門性の確保や幅広い人材の育成を進めることとする。」ということで、関係職員の専門性というところは、実際に関わるだけではなくて、いろいろな文章の中で出てくるのですが、環境保全研究所などの職員などの専門性も含まれるかなとは思いますが、この間、環境保全研究所に行かせていただいても、クマの生態の細かいところを研究されているという方は、その一人の方だけが研究されていて、もしその方が引き継ぐとしても、一切その情報はその方以外からは伝えられないような、すごい専門性のある方だったので、環境保全研究所の役割としてもそうですし、今後県民の中への普及啓発という意味でもそういった専門の職員を育てていくというのは、とても大切だなと思っています。

その環境保全研究所の方の情報を県民に普及啓発、人材育成の方にも入っておりますけれども、教育機関や子供たちへの普及啓発をしっかりと伝えることによって、次の人材が育つのかなと思いますので、そういったところの育成ということにも力を入れていただきたいなと思っています。

平林議長

はい、では説明をお願い致します。

佐藤室長

それでは最初に34ページの「現地機関」の記載でございます。クマの計画の中では、全く別の計画のことなのであまり明確に書いてない部分でございますが、県の農政課、林務課、農業改良普及センターがチームを組んで「被害対策チーム」という形で地域で活動しております。その中で農業改良普及センターが振興局に入っていないものですから、ここはそういう記載になっております。

人材育成の関係でいただきました、環境保全研究所の有効活用ですとか、後継者の確保、PR等のお話かと思うのですが、確かに哺乳類担当が1名しかいないというのは非常に私どもは困っているのですが、そうは言いながらもなるべく周りの研究員とグループを組みながら、生物多様性チームですとか、そういう形の中

で何とか情報交流しながら、本当に深いところは哺乳類担当がやりますけれども、そうではないところは何とか繋がるような形で運用してきております。

可能であれば、鳥獣担当部局の私どもとしましては哺乳類担当、鳥類担当もう少し欲しいということもありますが、そこはおいおい要望させていただければと考えておるところでございます。

また、県のクマ対策を含めた鳥獣被害対策の話につきましても、環境保全研究所の方で、一昨年から長野市が中心となりますけれども、サイエンスカフェという催しをやっておりまして、その中でも年間を通して1回、2回ぐらいはそういうものを組みさせていただくようになっていまして、なるべく広く一般の県民の方にもそういう話をお伝えしようと努めているところでありますので、ご意見等ありましたらいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

平林議長 はい、いかがでしょうか。

才川委員 1点なんですけれども、そのすごい専門の方の話をあそこで聞いた時に、実は長野県の方ではない方ばかりがあそこにいらっしゃいまして、長野県だから長野県出身者でなければいけないという訳ではないですが、環境保全研究所があるのは全国でも長野県だけだと聞きましたので、ぜひ長野県の方からそういう専門の方が出るような、そういった人材を育てていただければと思います。お願いします。

平林議長 はい、そういうご意見です。ありがとうございました。
他、いかがでしょうか。

小川委員 特に何ページではないのですけれども、予算面で単純な疑問なんですけど森林税が余ったということで、そういったもので例えば野生鳥獣の関係に使うとか、そういったことは可能かということが1つと、森づくりについて、間伐を進めるといときに多様な森林を作るというお話を聞くのですが、一説には多様な樹の種類があれば、ブナ科の代替えが可能となるという話も聞いております。もちろん全て凶作となる年もあるんですけれども、そういった時にいろんな樹種があると、大量出沒が少しでも緩和できるのであれば、森づくりもそういった方向で考えていったらいいのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

平林議長 はい、説明をお願いします。

佐藤室長

森林税の話につきましては、大変申し訳ないのですがあまり専門ではないのでお答えしづらいのですが、どちらにいたしましても特に里地域に出没する野生鳥獣に大きな影響を与えます。里山の整備に重点的に使えるような形で制度を作ってきております。新聞報道等でも余ったという報道が結構大きくでたのですが、それはある意味想定した中で来年以降の計画も使いやすいうように組み直しておりますので、ぜひ有効に活用いただければありがたいかなと思っております。

特にいわゆる通常の補助事業につきましては、多様性の必要とされる里山地域では、ちょっと使いづらい事業が多いものですから、ぜひ森林税を有効に活用いただきたいという考え方で組んでいるはずで。

多様な森林整備につきましては、長野県の人工林率が6割という中で、他所の県に比べて広葉樹が少ないという地域ではないのですが、確かに人工林化が進んだ中で、多様性が失われている地域もあるのではないかと議論は前々からございまして、そこを何とかしたいという話の中で、切り払って植え替えるというようなことはさすがにいろいろな意味で問題が起こってしまいますので、なるべく大きな影響を与えずに混交林に移行させようと、いろんな樹種が混ざった林に移行させようという考えも含めた中で間伐を推進させていただいておりますので、ドラスティックに、がらっと森林の構成を変えることは難しいと思っておりますけれども、徐々にいい環境にしていけるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければありがたいと思っております。

小川委員

ありがとうございます。

平林議長

今のご指摘は17ページのところにも、「混交林がバランスよく配置された多様な森林へと転換することを目指すこととする。」と計画の中にも明記されておりますので、このところでお答えになるかなと思っております。

いかがでしょうか。他に何かございますでしょうか。

資料編の1番最初の所には、はじめて「出没の予測を試みている」ということと、大量出没が予想された時に、「どのような準備をしておくか」などについても記載されていますね。これは結構画期的なことかと思っております。そういった点で、非常によく検討委員会の方でもご議論いただいて、良いものをまとめていただいたと思っております。良い点については、皆様方の方からなかなか指摘しづらいかとも思いますが、私のほうから発言をさせていただきました。他によろしいでしょうか。

平林議長

他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

ただいま委員の皆さまからご意見をいただきました部分について、反映できるところは反映していただいて、答申という形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

平林議長

ありがとうございました。

なお、字句等の修正につきましては、会長に一任ということでお願いいたします。

それでは、ただ今委員の皆さまからご了解をいただきましたので、審議事項ウの第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）について」は、そのように答申することといたしたいと思っております。ありがとうございました。

次に報告事項 アの「平成28年版長野県環境白書（概要版）について（報告）」でございます。

長野県環境白書については、第三次長野県環境基本計画において、計画に基づく施策の進捗状況について、白書において公表し、当審議会に報告することとされております。

それでは幹事の方から概要について説明をお願いいたします。

林環境政策
課長

平成27年度に県が講じました環境保全に関する施策の状況等をまとめました平成28年版長野県環境白書につきましてご報告を申し上げます。資料4をご覧ください。

環境白書につきましては、会長から説明いただきましたが、長野県環境基本条例第11条におきまして、「知事は、毎年、環境の状況、県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。」とされておりました。この規定により毎年作成しております。

また、第3次長野県環境基本計画におきましては、施策の進捗状況について、当審議会へ報告することとしておりますので、環境基本計画に定めている各指標の動向を合わせてご説明申し上げます。

表紙を開いていただき、1ページをご覧ください。こちらが平成27年度の環境関係施策体系でございます。主要施策としまして、「参加と連携による環境保全」、「地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進」、「循環型社会の形成」、「水・大気環境の保全」、そ

して、「自然環境の保全」の5本の柱立てをしております。それぞれの施策に関する主要事業は右側に記載のとおりでございます。

続いて2ページの上段をご覧ください。平成27年度に実施しました主な取組としまして、「地球温暖化への適応推進」、「廃棄物の発生抑制」、そして、「連携による自然環境の保全」を記載してございます。内容につきましては、各施策の説明の中でご説明をさせていただきます。

それでは、先ほどご覧いただきました5本の柱ごとに各施策をご説明申し上げます。

2ページの下段をご覧ください。「参加と連携による環境保全」につきまして、「県民総参加による環境保全活動の推進」としまして、「信州豊かな環境づくり県民会議」及び「同地域会議」における環境活動の支援や信州環境フェアへの参画を行っております。また、環境教育・環境学習としましては、「こどもエコクラブ」等の子どもたちの環境学習の支援や、環境保全研究所等における各種講座等を実施しました。

県環境基本計画で定めている各指標の動向については、記載のとおりです。

なお、受講者数につきまして、平成27年度の実績が基準値や目標値に対して高い数字となっております。これは、平成27年度に単年度限りの500人規模のイベントがあったためであり、ベースは概ね500人ということで目標を定めております。

続いて3ページをご覧ください。「地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進」につきまして、県では様々な施策の展開により、温室効果ガスの削減及び自然エネルギーの普及拡大に取り組んでいるところでございます。

平成27年度は、地球温暖化による被害を抑える「適応策」の推進を目的としまして、地球温暖化の影響を研究しております国機関との連携体制を整備し、「信州・気候変動適応プラットフォーム」の構築に向けた取組を進めたところでございます。

各指標の動向については、記載のとおりでございます。

続いて4ページをご覧ください。「循環型社会の形成」につきましてご説明申し上げます。

平成26年度における県民1人1日当たりのごみ排出量が838gとなりまして、「ごみ減量 日本一」となりました。

平成27年度は、更なる廃棄物の発生抑制を目的として、長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）に掲げております「1人1日当たりのごみ排出量800g以下」を目指しました「”チャレ

ンジ800” ぐみ減量推進事業」を実施いたしました。

具体的には、食べ残しを減らす取組を行う協力店の募集、あるいは、「食べ残しはもったいない」というテーマの小学校低学年向け食育教材を制作し、県内の全小学校などへの啓発を実施しております。各指標の動向については、記載のとおりでございます。

続いて5ページをご覧ください。「水環境保全」につきましてご説明申し上げます。

水環境の現状として、環境基本計画の指標であります河川のBOD及び湖沼のCODの環境基準達成率は、それぞれ97.2%と40.0%でありまして、目標達成には至っていない状況でございます。

水環境保全対策として、第5次長野県水環境保全総合計画に基づきまして、「水資源の保全と適正な利活用」、「安心安全な水の保全」、「快適な水環境の保全」の3つの施策を柱といたしまして、水環境保全の推進をして参りました。

また、汚濁物質が蓄積しやすい湖沼の水質の保全を図るため、汚濁が著しく、利水上重要な湖沼を指定湖沼としまして、全国で11湖沼が国の指定を受けておりますが、県内におきましては諏訪湖と野尻湖が指定されております。それぞれの湖におきまして、湖沼水質保全計画を策定し、水質の保全に関する対策を進めております。

このほか、下水道等の整備状況につきましては、平成27年度末の汚水処理人口普及率が97.4%でございまして、整備率では全国6位となっております。

各指標の動向については、記載のとおりでございます。

続いて6ページをご覧ください。「大気環境保全・有害化学物質対策」についてでございます。

大気環境の現状としまして、一般環境大気は光化学オキシダントを除き環境基準を達成しているところでございます。

なお、光化学オキシダントの環境基準でございますが、厳格に設定されておまして、全国的にも環境基準の達成状況は極めて低い状況でございます。

また、大気環境保全対策としまして、工場等に対する立入検査や指導等、アスベスト除去作業を行っている解体現場等に対する立入検査や指導等を行ったところでございます。

このほか、騒音・振動・悪臭等につきましては、県及び市町村において規制地域を指定し、規制を行っております。

各指標の動向については、記載のとおりでございます。

最後に7ページをご覧ください。「自然環境の保全」についてで

ございます。生物多様性の確保としまして、県では指定希少野生動植物等の指定を行っており、平成28年4月現在の指定の状況は表に記載のとおりでございます。

また、県では、市民団体と企業や学校等が協働して生物多様性の保全活動を行う「人と生きもの パートナーシップ推進事業」を実施しております。平成27年度は、企業や市民団体等と、資金やマンパワーの提供を軸とした「生物多様性保全パートナーシップ協定」を9件締結したところでございます。

各指標の動向については、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言願います。

才川委員

長野県環境白書については、県民の方はどのようなところで目にされるのでしょうか。ホームページで見ることができるのか、またどこまで配付されているのか教えてください。

林環境政策課長

冊子の配付としましては、環境審議会の委員の皆様や県議会議員等の特定の方のみになっておりますが、県ホームページに掲載しております。

また、冊子としては地方事務所に置いてございますので、そちらでご覧になることができます。

平林議長

他にご意見はございますか。

それでは次に報告事項 イの「平成29年度環境部及び林務部の当初予算の概要について（報告）」でございます。

はじめに林環境政策課長から説明をお願いします。

林環境政策課長

それでは引き続き環境政策課から、まず環境部の平成29年度当初予算の概要につきましてご説明を申し上げます。資料5-1をお願いいたします。

環境部の平成29年度当初予算総額でございますが、一般会計で57億3,793万1千円ということで、前年度と比較いたしますと91.6%となっております。それからその下、流域下水道事業の特別会計でございます。こちらが109億7,434万9千円ということで、こちらは前年度対比で90.0%ということでございます。それから一般会計の分の課別の内訳でございます。環境部は課が6課ございますが、課別の内訳はその下に記載のとおりでございます。

この中で増減の大きいところといたしまして、環境エネルギー

課が前年度対比で 55.0%ということで 3 億 7 千万円余が少なくなっております。

これはグリーンニューディール基金を活用しました再生可能エネルギーの導入事業の実施期間が平成 28 年度で終了しております。このために減少しているものでございます。それからその下の水大気環境課でございます。こちらは 1 億 1 千万円余の減額となっております。これは県内の市町村等が行っております水道施設の耐震化に係る生活基盤施設耐震化等交付金というものがございまして、こちらの事業実施個所が 28 年度に比べると減っているということでございます。

その下、2 の予算案のポイントでございます。県の総合 5 カ年計画でありますしあわせ信州創造プラン、それから第 3 次長野県環境基本計画、いずれも 5 年の計画期間の 29 年度は最終年度に当たります。従いまして、両計画の目標達成につながるような予算にしたということでございます。さらに信州創生というテーマがございしますが、これにつきましては、県民の財産であります豊かな自然環境に一層磨きをかけることが信州創生の基盤になるという認識のもとで施策を展開してまいるということでございます。次ページは施策体系でございまして、主要事業ごとの 29 年度の予算額が右側に記載をさせていただいております。それから 3 ページ以降で主な事業の新規事業を説明させていただきたいと思えます。まず 1 番の地球温暖化対策事業につきましては、右側の 3 番、県有施設の証明 LED 化推進事業ということで全ての県有施設について、照明を LED に計画的に変えていくということで、29 年度につきましてはこのための調査費を計上してございます。

それから 2 番の自然エネルギー事業でございます。

これにつきましても新規事業につきまして 3 番の環境エネルギー分野ビジネス創出事業ということで、地域経済の活性化と省エネ自然エネ活用の更なる推進を図ろうということで、環境エネルギー分野の技術の産業化に向けた研究を支援をしましてとともに、ドイツなどを始めとします海外の先進事例の情報を関係者が共有することで環境エネルギーに関する産業の振興に取り組むための事業費を計上してございます。

それから 3 番の資源循環システムの構築事業でございます。さきほど申し上げましたごみの減量日本一でございます。これを継続していくために更なる取組を推進してまいるということで、新規の事業としましてはごみ減量日本一を推進する専用ウェブサイトの新設を予定しております。

おめくりをいただきまして、4 番の諏訪湖環境改善事業でございます。泳ぎたくなる諏訪湖、しじみが採れる諏訪湖こちらをテーマに、これに向けた環境改善を実施していくということで、新規

の事業としまして、諏訪湖創生ビジョンの策定とございます。これは新しくできます地域振興局、諏訪の地域振興局が中心になりましてビジョンを策定してまいるということとございます。それから昨年度わかさぎの大量死を受けました貧酸素対策の推進等を進めてまいるということとございます。それからその下、5番の流域下水道スマートエネルギー事業という、これ自体が新規事業でございますが、下水道の潜在的エネルギー資源の有効活用を図るために最新の創エネ省エネ技術の調査、それから県内の流域下水道におきます再生可能エネルギーに関する試算をいくつか行いまして、この流域下水道スマートエネルギープランを策定してまいるといふものでございます。

それからその下の6番、県立自然公園整備支援事業でございます。こちらは世界水準の山岳高原観光地を目指しまして県立自然公園内の施設整備を支援をしていくということで、山小屋トイレ等の整備を予定してございますが、事業主体となります市町村や民間事業者に対して補助をしてまいるといふものを創設いたしました。

それから7番、外来生物戦略構築事業でございます。地域が取り組む外来生物対策を戦略的に展開するため、駆除対策方針の策定に向けた実態把握、それから駆除労力軽減技術の開発、駆除事例づくりに取り組んでまいります。

最後に8番、魅力ある自然公園づくり事業でございます。県内の美しい自然公園を次世代に継承し、貴重な自然資本として有効利用を図っていくために、環境保全を図りながら利用促進に向けた取組も推進してまいるといふものでございまして、県立自然公園の点検、検討、それから中央アルプス県立公園の国定公園格上げに向けた取組といったものを進めてまいります。

そして新たな事業としましては、県立自然公園協働型管理運営体制を構築していくために地域会議というものを地域ごとに設けてまいるといふ事業を予定をしているところでございます。環境部の予算関係は以上でございます。

平林議長

ありがとうございました。続いて佐藤鳥獣対策・ジビエ振興室長から説明をお願いします。

佐藤室長

それでは、資料5-2をご覧ください。

1ページ目、2ページ目につきましては、林務部全体の資料となりますので、またご覧いただければと思います。

3ページ目をご覧いただければと思いますが、林務部全体の施策体系につきましては、右側の1番下、森林を支える豊かな地域づくり、この中に野生鳥獣被害対策の推進というのがありまして、

鳥獣関係対策が位置付けられております。

次のページをお願いいたします。

鳥獣対策・ジビエ振興室の施策体系でございます。狩猟の対策から鳥獣の保護管理、被害対策、ジビエの振興あわせて3億5千3百万円余を予算化させていただいております。

次ページはその詳細となっておりますので、細かい字ですが、興味があったらご覧いただければと思います。

1枚めくっていただきまして6ページに、当審議会に1番関係深いと思われる予算の概要ペーパーを付けさせていただいております。鳥獣保護区の管理ですとか、特定鳥獣の関係の調査、来年は再来年の計画改定に向けましてニホンザルの調査を行うことと等が示されております。

この表、大変申し訳ありませんが、ちょっと古いペーパーを付けてしまいましたので、1の趣旨のところには第11次鳥獣保護管理事業計画に基づきと書いてあるのですが、本日答申いただけたということであれば、これが第12次が変わることになりますので、そのつもりでご覧いただければありがたいと思います。

それ以降、来年の新規事業、拡充事業につきまして、ペーパーを付けさせていただきましたので、またご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

平林議長

説明ありがとうございました。ただいまの説明につきましては、情報提供ということで御承知願います。それでは、「その他」ということで、何かありますでしょうか。

小川委員

この場をお借りしてお願いというか、話をさせていただきたいのですが、県の事業で自然観察インストラクターという制度があります。これは平成5年に始まっておりますので、もう20何年か経っていますが、私も当初からインストラクターに登録させていただいて、途中ちょっとやめてしまったというか、登録を更新しないままになってはいますが。少し前に、自然観察インストラクターの経緯について資料をお願いして届けていただきましたので、それを見ていると、平成5年から始まって、ずっと続いてはいるんですが、今現在、登録人数も大変少なくなっていますし、予算も少ないということで、ただこれからのことを考えますと、やはり環境問題も大きくなってきますし、県のいろいろな環境関係の政策を進めるについても、やはりこういった自然観察インストラクターのような立場の人たちが、県と県民をつなぐ上で非常に重要だと思います。

それにこの制度は平成5年に始まって、他の県でもあまり行わ

れていないと思います。先駆けてやっていることですので、これからは是非継続していただきたいと思いますけれども。

先ほども才川委員さんがおっしゃってましたが、やはり一般の県民の方に広く知らせていくということは大事なことで、かつそれぞれの政策について、例えば鳥獣保護についても普及啓発とか色々なことがあるのですが、それだけではなくて、小さいころから自然に親しむとか、情緒を育むという点でも環境に関する意識の底上げという面でも、そういった立場というのは非常に大事な要素だと思っています。

一般で観察会をやったりとか、自然体験をやっている色々な団体も生まれてきていますけれども、長野県のインストラクターという制度で、お願いする方もお願いしやすいという形があると思います。ですので、これからは是非、そういったことを充実させていっていただきたいと思っています。

まあ、こういった制度については、あの人たちはうるさいことをいう人たちだなんていうこともあるかもしれませんが、それだけ熱心だということだと思っています。

今、環境保全研究所の方でも自然ふれあい講座とか行っていますが、やはり研究員の方達だけでは手が足りないと思います。それから、コミュニティースクールという動きも今出てきていますので、これから充実させていきたいと思っています

当初は非常に手厚い研修も行われていましたが、だんだん予算が削られて、今まったく動いてないような制度かなと思いますので、もったいないと思います。そんなことを伝えさせていただきたいと思ひまして。

平林議長

ありがとうございました。貴重なご意見でした。では何かコメントがございましたら、お願いします。

宮原自然保護課長

自然観察インストラクター制度は、小川委員さんからもお話がありましたように、県で平成5年に制度を作りまして、確か多い時には900人くらいの登録があったかと記憶しています。現在は308名の方が登録をされておりました、平成27年の数字でございますが、観察会が県内全体で555回、参加人数としましては約1万6千人余が参加をしていただいたところでございます。

このインストラクター制度、現在は、私どもがインストラクターを登録させていただいて、その名簿を例えば学校とか市町村とか、インストラクターの方に自然観察の指導をしていただきたいというご希望をされる場所に名簿を提供いたしまして、それで希望される団体の皆さまから直接インストラクターにお願いをするというような形で運営しております。

これ、実は経過がございまして、平成 23 年の信州型事業仕分けの時に、委員さんもおっしゃっていましたが、今 NPO 法人とかの団体が自然観察を行っておりまして、県がやる必要はどうかというご意見がありました中で、県の関与を抜本的に見直せという経過がございまして、現在のシステムにさせていただいているところでございます。

そうは言いましても、私ども委員さんおっしゃるように、貴重な自然とかそういったものを県民の多くの方々に伝える役割として非常に大きな意義のある制度というふうに思っております。

ちょうど私ども今、平成 29 年度の予算に向けまして、先ほどの予算の説明の中にもありましたけれども、自然公園の活用ということの一つの大きな重点に考えております。世界水準の山岳高原観光地作りという中で、やはり自然公園が中心になりますので、そういった中で自然公園のグレードアップ構想といたしまして、登山道等の整備のハード部分、それからソフトの充実といたしまして、魅力を伝えるインストラクターのようなものの充実、そして、協働型管理運営体制、自然公園をみんなで管理していこうという形の、ハード、ソフト、体制作り、その 3 つの柱で改善を図っていこうと考えておりますので、インストラクターの制度もしっかりと位置付けて参りたいと考えております。

平林議長

他に何かありますでしょうか。

ご質問等がなければ、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

最初に私申し上げましたとおり、本日の審議会が私ども委員の在任中の最後の審議会となりましたことから、一言、私の方からお礼を申し上げたいと思います。

皆様方にはいろいろと御協力をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。委員の皆様方は、それぞれご専門をお持ちですし、一般公募の委員さんもいらして、幅広く皆様方からご意見を頂くことができました。おかげさまで無事この環境審議会の任期を終わることができました。

ご承知のとおり、長野県環境審議会は、「環境保全に関する重要事項について審議する」ということで設置されているわけですが、非常に分野が広く、水環境、鳥獣保護、自然環境の保全、地球温暖化等々、はじめはどうなるのだろうと、大変不安に思っておりました。しかし、皆様方の御協力のおかげで、重要案件もいくつかまとめる事が出来、おかげさまで無事終了することができました。私の方からお礼を申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了し、議長の務

めを終わらせていただきます。

司会

平林会長さん、委員の皆さま、本日は本当にありがとうございました。終わりに林環境政策課長から挨拶を申し上げます。

林環境政策
課長

ただいま、平林会長さんからご挨拶をいただきました。私の方からも一言お礼を申し上げさせていただきます。

平成27年4月から2年間、皆さまには長野県環境審議会委員として、本県の環境行政に関わる多くの案件につきましてご審議をいただき、貴重なご意見を賜りました。誠にありがとうございました。

また、平林会長さんにおかれましては、審議内容が県民の皆さんに十分に伝わるよう、論点を明確にしながら議論を深めていただくなど、審議会の運営にたいへんご尽力をいただきました。改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今日の環境問題は、水・大気環境の保全や廃棄物による環境負荷などの身近なところから、地球温暖化の進行、生態系の変化など、地球規模にまで広がりを見せています。このような中で、今後の長野県の環境行政の推進に当たりまして、皆さまからいただきましたご意見を踏まえまして、より一層効果が上がるよう事業を進めてまいる所存でございます。

これまでの皆さま方のご協力に感謝を申し上げ、簡単ではございますが、委員各位へのお礼のあいさつとさせていただきます。たいへんありがとうございました。

司会

それでは、以上で本日の審議会を閉会といたします。
ありがとうございました。